

○学校法人大阪電気通信大学役員報酬等に関する規則

令和2年3月28日

制定

最近改正 2021年10月26日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪電気通信大学の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、法人の職員(学長、校長を含む。)として給与を支給している理事をいう。職員が理事になったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤の役員とは、前2号以外の役員をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、臨時報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則に基づくものを含まない。

(報酬)

第3条 役員の報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 常勤の役員に対する報酬月額は、別表における役職区分に応じた報酬月額範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対し、法人業務のための職務に勤務したことに對し、1日当たり30,000円、半日あたり15,000円を支給する。

(臨時報酬)

第5条 役員には、経営状況を考慮して臨時報酬を支給する。

2 前項の臨時報酬の支給水準は、職員の賞与水準を参考に理事会において決定する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金については、別に定める学校法人大阪電気通信大学役員退任慰労金規則に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、その直前の業務日とする。)

(2) 臨時報酬 毎年7月及び12月

(費用)

第8条 役員には、理事会出席等に要した旅費を支給する。ただし、職員理事を除く。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年10月26日から施行する。

別表(第3条関係)

役員報酬額(月額)

役職名	常勤の役員	非常勤の役員	職員理事
理事長	100万円～120万円		
副理事長	70万円～90万円		
専務理事	60万円～80万円		
常務理事	50万円～70万円		
理事	40万円～60万円	5万円	5万円
監事	40万円～60万円	10万円	